

8 住 民 マ 第 781 号

令和 8 年 10 月 7 日

一般社団法人 東京都建築士事務所協会会長 殿

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課長
(公 印 省 略)

マンション大規模修繕工事の発注等の相談窓口の周知等について

日頃より東京都のマンション施策にご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

今般、関東地方におけるマンション大規模修繕工事の発注を巡り、当該工事に係る設計コンサルタント業務の受託者及び当該工事の受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反する行為を行ったとして、公正取引委員会から排除措置命令を受ける事案※が発生しました。

このことを受け、国土交通省において、管理組合によるマンション大規模修繕工事の発注等の適正化の推進を図る観点から、マンション大規模修繕工事の発注等に関する相談窓口や発注に当たって参考となる情報等について、別添のとおりとりまとめ、関係団体へと通知されました。

貴団体におかれましても、貴団体所属の会員の皆様への周知のほか、様々な広報の機会を活用し、管理組合等への周知に格別のご協力をいただきますよう、都からもお願いを申し上げます。

※事案の詳細は、公正取引委員会のホームページよりご確認ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/sep/260928_daiyon.manshon.html

【問合せ先】

住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 井上、堀
直通 03-5320-5470 内線 30-360